

パロディ

【概 説】

文章やマンガ、絵画、写真、音楽、映像等、文学や芸術の世界では、既存の作品に、作者以外の者がアレンジを加えて別の作品とすることにより、笑いを取ったり、何かを風刺したり、あるいは何か特定の意図を伝えようとすることがある。このようなものは一般にパロディと呼ばれる。パロディは皆さんにとってもそんな縁遠いものではない。替え歌は（パロディの定義如何によるが）パロディの一種であると考えられているし、最近であれば、Twitter で他人のツイートをアレンジしてツイートした経験のある人もいるだろう。

パロディを見たり聞いたりする方は、ああ面白い、皮肉が利いていて痛快だ、と思って終わりがかもしれないが、元の作品を作った著作者は、必ずしもそう思っているわけではない。パロディという手法を好意的に認める著作者ももちろんいるだろうが、事前にお伺いが立てられていればともかく、自分が一生懸命創った作品のスタイルを勝手に変えられて使われてしまったことに傷つき、悲しみ、怒る著作者もいるだろう。また、自分が苦勞して作り上げた表現を勝手に利用されて営利活動に使われてはたまったものではないと考える著作者もいるだろう。

それならば無断でのパロディは一律禁止にすれば良いかということ、そういうわけでもない。人々には表現の自由が認められている（憲法 21 条 1 項）。パロディという形式を通じて、笑いを取ったり、何かを風刺したり、あるいは何か特定の意図を伝えようとするのも、表現の自由の行使ではないかとも考えられるわけである。そのように考えると、パロディを安易に禁止することにも問題がありそうである。

著作者の利益と他者の表現の自由とが衝突することは、パロディの場合以外にもしばしばあるが、そのような衝突を処理するのが著作権法である。とはいえ、そもそも表現の自由を法的に保護しなければならないのはなぜなのだろうか。一方で、著作権法において、著作者の利益を保護しなければならないのはなぜなのだろうか（著作者の利益は「法的には」保護されないとして、表現の自由を全面的に認めてはいけないのか。）。

【判例・参考文献】

・最高裁判所第三小法廷昭和 55 年 3 月 28 日判決・民集 34 卷 3 号 244 頁

・文化審議会著作権分科会法制問題小委員会パロディワーキングチーム「パロディワーキングチーム報告書」（2013 年・

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/pdf/h25_03_parody_hokokusho.pdf)

【関連事項について調べてみよう】

1. パロディの場合に問題となる上記の著作者の利益の保護や表現の自由の行使に関して、著作権法は、何か規定を置いているか。最高裁判所（上掲判例参照）は、パロディの法的規律について、どのように考えているか。
2. パロディの法的規律について、諸外国はどのような態度を採っているだろうか（上掲参考文献等参照）。態度の違いがあるとすれば、それは何に起因するのだろうか。